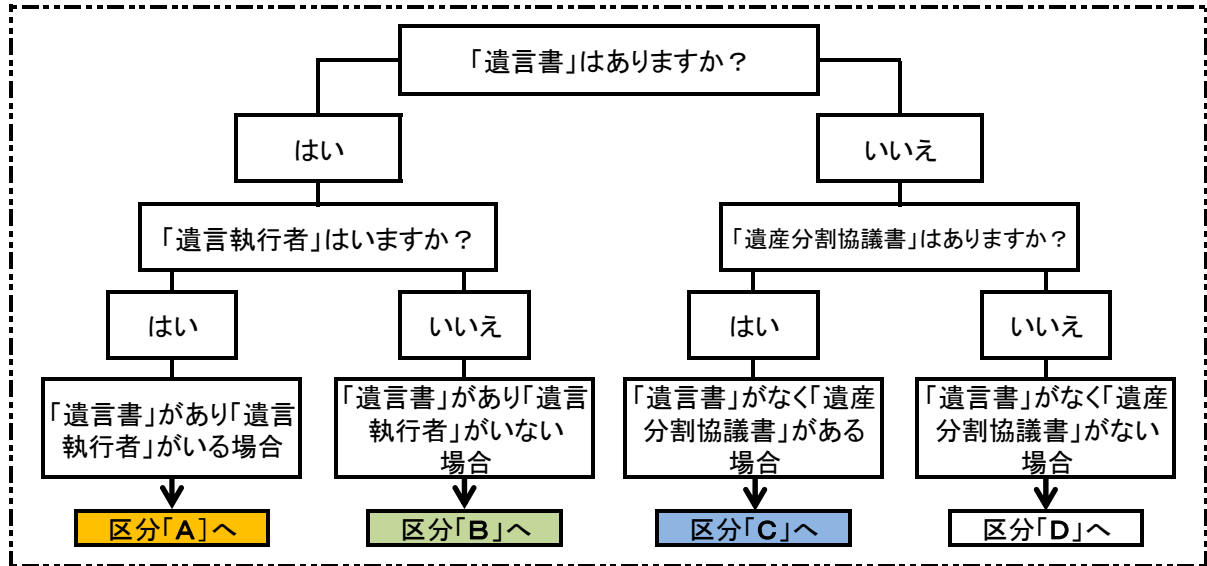


相続手続における必要書類のご案内

相続手続に必要な書類をご案内いたします。

ご提出いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無などにより異なります。

次のフロー図でご確認ください。



【必要書類一覧】

区分				必要書類	補足説明	入手先
A	B	C	D			
○	○	○	○	相続届		当行窓口
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書・キャッシュカード・GOODY CARD	紛失されている場合は窓口にご相談ください	相続人様
		○	○	被相続人（お亡くなりになった方）の方の戸籍謄本、除籍謄本または法定相続情報一覧図	出生から死亡までの連続した謄本（相続人の確認資料として）	市区町村役場
		△	△	相続人の方の戸籍謄本	被相続人の戸籍謄本等で相続人として特定できない場合	市区町村役場
		○	○	相続人の方の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内のもの	市区町村役場
○	○			遺言書		相続人様
○	○			検認証明書または検認調書謄本	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所
○				遺言執行者の方の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内のもの	市区町村役場等
	○			受遺者の方の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内のもの	市区町村役場
○	○			被相続人（お亡くなりになった方）の方の戸籍謄本または除籍謄本	お亡くなりになったことの確認資料	市区町村役場
		○		遺産分割協議書		相続人様

・「○」を付されていない書類をお願いする場合がございます。

・家庭裁判所の調停・審判により遺産分割される場合、調停証書謄本または審判書謄本と確定証明書をご提出ください。

・書類は原本のご提出をお願いします。原本の返却を希望される場合は、当行でコピーした後にご返却いたします。

【相続届・相続人等欄の記入について】

相続届・相続人等欄へのご署名・捺印は印鑑証明書記載のご住所・ご印鑑でお願いいたします。また、**必ず自筆でご署名ください。**

相続方法	相続届（「相続人・遺言執行者・受遺者・代理人」欄）への記入者について
1. 遺産分割協議がなく遺言もない場合	相続人全員の方にご署名捺印願います。
2. 遺産分割協議書がある場合（遺産分割協議書にご署名捺印のご印鑑が印鑑証明書と一致している場合）	遺産分割協議書によって相続される方にご署名捺印願います。また、遺産分割協議書の内容により相続人の方に保証人としてご署名捺印をお願いすることがございます。
3. 遺言書があり、遺言執行者が指定（選定）されている場合	遺言書内で指定されている遺言執行者の方、もしくは家庭裁判所より指定されている遺言執行者の方および受遺者の方が、ご署名捺印願います。また、遺言書の内容により相続人の方に保証人としてご署名捺印をお願いすることがございます。
4. 遺言書があり、遺言執行者が指定（選定）されていない場合	遺言書によって相続される受遺者の方がご署名捺印願います。また、遺言書の内容により相続人の方に保証人としてご署名捺印をお願いすることがございます。
5. 裁判所による遺産分割の審判、調停、和解がある場合	審判書謄本・調停調書謄本・和解調書謄本に記載されている方がご署名捺印願います。
6. 限定承認、相続人不存在で相続財産清算人がいる場合	相続財産清算人選任の審判書謄本、または限定承認申述書謄本に記載されている方にご署名捺印願います。
7. 信託銀行の遺産整理受任者がいる場合	【信託整理に関する委任契約書】を結んでおられて、相続預金の受取りを委任する場合は、遺産整理受任者の方が相続届にご署名捺印願います。